



■施設等の整備の概要

- 下表の公共的施設の欄に掲げる建築物等の工事を行う場合は、条例施行規則に規定する整備基準に適合させるよう努めなければなりません。
- 公共的施設のうち一定規模以上のもの（特定公共的施設）については、県（または県から事務を移譲された市）への届出が義務付けられます。

【表1】条例で整備の対象となる施設

公共的施設	特定公共的施設
病院及び診療所、社会福祉施設、官公庁	300㎡以上
劇場、観覧場、映画館等、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、体育館又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、サービス業を営む店舗、公共交通機関の施設、自動車車庫、学校等	2,000㎡以上
公衆便所	11便房以上
事務所	3,000㎡以上
工場（見学施設があるもののみ）	5,000㎡以上
共同住宅等	101戸以上



■届出制度の概要

- 国や地方公共団体等が行うものを除き、特定公共的施設の新築や増改築、大規模な改修等を行う場合は、新築等工事届出書、適合状況表、添付図書を市町村の受付窓口へ提出しなければなりません。受付後、届出書類は下表の部署で審査されます。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく審査を受けている場合も、条例の整備対象であれば別途条例に基づく届出が必要です。（その場合、記載事項を一部省略することができますので、詳細についてはホームページを参照いただくか、窓口でお尋ねください。）
- 新築等届出書の内容に変更があった場合は、変更届出書を提出する必要があります。

【表2】届出内容の審査部署

建築物の所在地	審査部署
水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市	各市の条例担当部署
上記以外の市町村	当該市町村を管轄する県地方総合事務所建築指導課及び土木部都市局建築指導課

※詳細はホームページを参照してください。

■このパンフレットに関するお問い合わせ■

茨城県保健福祉部厚生総務課 TEL 029-301-3129 FAX 029-301-3139
Eメール koso3@pref.ibaraki.lg.jp
土木部都市局建築指導課 TEL 029-301-4727 FAX 029-301-4739

条例等の概要、施設整備マニュアル、各種届出様式等の最新情報は茨城県ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/>)の「各課ホームページ」で「厚生総務課」を選択→「いばらきユニバーサルデザインホームページ」アドレス：<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/ud/top.htm>に掲載しています。